

埼玉県ふるさと認証食品認証申請書提出要領

(平成 8年1月22日施行)
(令和 4年3月18日最終改)

1 対象となる品目

ふるさと認証食品に指定されている食品は以下の品目とする。

- (1) 乾めん
- (2) しゃくし菜の漬物
- (3) 生芋こんにゃく
- (4) みそ（米みそ、麦みそ、豆みそ、調合みそ）
- (5) 清酒
- (6) 生めん類（うどん、米粉めん、そば）
- (7) 梅漬け・梅干
- (8) ジャム類（ジャム、マーマレード、ゼリー）
- (9) 栗のシロップ漬
- (10) 魚の甘露煮
- (11) パン類（パン、食パン）
- (12) 干し柿
- (13) 干しいも
- (14) しょうゆ（こいくちしょうゆ、さいしこみしょうゆ）
- (15) ねぎの漬物
- (16) 豆腐（もめん豆腐、きぬごし豆腐、ソフト豆腐、やき豆腐、よせ豆腐）
- (17) もち
- (18) ハム類（骨付きハム、ボンレスハム、ロースハム、ショルダーハム、ベリーハム、ラックスハム、トリ肉ハム）
- (19) ソーセージ
- (20) ベーコン類（ベーコン、ロースベーコン、ショルダーベーコン）
- (21) ワイン
- (22) 米菓（せんべい、あられ類）
- (23) 牛乳
- (24) アイスクリーム類（アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス）
- (25) 果実飲料（濃縮果汁、果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース、果汁入り飲料）
- (26) しそエキス入り飲料
- (27) まんじゅう類
- (28) 米粉焼菓子類
- (29) 農産物漬物（ぬか漬け、たくあん漬け、しょうゆ漬け、ふくじん漬け、かす漬け、なら漬け、酢漬け、らっきょう漬け、しょうが漬け、塩漬け、みそ漬け、こうじ漬け、赤とうがらし漬け、はくさいキムチ、はくさい以外の農産物キムチ）
- (30) 小麦粉焼菓子類
- (31) くん製類
- (32) はちみつ
- (33) プリン
- (34) ビール
- (35) 唐辛子調味料
- (36) 氷菓
- (37) 乾燥野菜・乾燥果実
- (38) 焼酎
- (39) えごま油

2 申請書記入要領

申請書は、商品ごとに提出すること。但し、同じ商品名でも品目が2以上あるものは、それぞれ1部ずつ提出すること。

（例）商品名が「埼玉みそ」で、米みそと麦みその2種類があるとき

なお、申請書の記入にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 申請日は、各農林振興センターへの提出日とする。
- (2) 申請者である会社の所在地及び会社名、代表者名、電話番号を記入すること。

- (3) 認証食品・プレミアム認証食品、新規・継続の別
 ふるさと認証食品に申請する場合は「認証食品」の、プレミアム認証食品の場合は「プレミアム認証食品」の番号を、さらに申請しようとする製品がまだ認証食品等に認証されていない場合は「新規」を、既に認証されていて有効期間の満了に伴う継続申請の場合は「継続」の番号をそれぞれ○で囲む。
- (4) 品目
 1に規定するところにより記載すること。なお、括弧書きのある品目については、該当するものを括弧書きで記載すること。
 (例) みそ(米みそ)
- (5) 商品名、内容量、小売単価、販売量、販売額
 同一商品で、内容量が異なるものについて認証を受けたい場合は、1枚の申請書に各々の内容量と小売単価を記入すること。
 また、販売量と販売額について、内容量ごとに記入することとするが、内容量が異なる商品ごとの集計をとっていない場合は、商品名全体の販売量、販売額を記入してよい。
 なお、商品がこれまで販売されていない新商品であり販売実績がない場合は、今後1年間の販売量見込み、販売額見込みを記入すること。
- (6) 製造工場
 申請商品の製造工場について記入すること。
- (7) JAS法の工場認定の有無
 製造工場について、JASの認定を受けているか否かを記入すること。
 なお、認証にあたっては、工場認定が条件ではない。(認定されていない場合は、衛生管理等の審査のため、県が工場視察を行うことがある。)
- (8) 認証マークの表示
 認証後に表示が許される認証マークの表示方法について、シール貼付、印刷の別を記入する。なお、認証マークの表示に関する費用は、申請者負担とする。
- (9) 申請商品の原材料、食品添加物
 申請商品に使用する原材料、食品添加物を記入すること。プレミアム認証申請の場合は、プレミアム欄に該当する分類番号を記入すること。なお、生産地を問わない原材料(食塩、醤油等)は、生産地について無記入でよい。
- (10) プレミアム欄の分類番号
 プレミアム欄に記入する分類番号とは、①：県育成品種、②：県由来品種、③：特別栽培農産物、④：優良生産管理農場の畜産物、⑤：彩のもろこ、⑥S-GAP実践農場の農産物とする。

3 添付書類

申請書とともに次の書類を添付すること。

- (1) 商品見本
 内容量ごとに、1点ずつ。
 ただし、みそのみ2点(内容量が異なる商品については、最も少ない内容量のもののみ2点とし、他のものは1点)とする。
- (2) JAS認定工場の認定証(写し)
 JAS認定工場でない場合は、添付の必要はない。
- (3) 出荷証明書等
 原材料の仕入れ先、時期、数量が明記されている書類等(領収書の写しなど)を添付すること。
 ただし、乾めん、生めん類、パン類の原料小麦粉については、申請商品の原材料の仕入れ先(製粉会社等)から出荷証明書(別紙)を発行してもらい、申請書に添付すること。
 また、県育成品種又は県由来品種を使用することでプレミアム認証申請を行う場合は、出荷証明書に生産者が品種を証明する内容を記載する。
 清酒については、埼玉県酒造組合が発行する酒造用原料米購入証明書を添付することができる。
 なお、申請者自らが生産している場合は、添付の必要はない。
- (4) 分析検査成績書
 認証基準の品質の規定において、成分の数値が規定されている品目については、その分析検査成績書(写し)。(食品衛生法に基づく登録検査機関又はJAS格付けのための検査を行っている分析機関が発行したもので、発行日から6か月以内のもの)

ただし、申請しようとする製品が継続申請の製品であり、かつ前回認証された製品と製造方法、原材料の種類や使用割合等に著しい変更がない場合には、提出の必要はない。

(5) その他の特別書類

ア 営業許可証等

営業許可証（写し）及び、保健所が実施した最新の立入検査票（写し）を添付すること。（JAS認定工場以外の業者）

イ 仕込み桶ごとの経過簿（写し）（清酒、ワイン、焼酎のみ）

ウ 食品添加物の物質名を証する書類（ハム類、ソーセージ、ベーコン類のみ）

食品添加物の物質名を証する書類を添付すること。ただし、食品表示で明らかな場合は、添付の必要はない。

エ 特定の生産方式により生産されたことを証する書類（写し）

プレミアム認証申請のうち、特別栽培農産物、優良生産管理農場の畜産物もしくは、彩のもろこを使用する場合は、その生産方式を証する書類を添付すること。

4 提出先

申請者の所在地及び生産地又は製造工場の所在地を管轄する農林振興センターとする。

ただし、複数の農林振興センターが該当する場合は、申請者の住所地（法人にあっては主たる事務所又は工場の所在地）を管轄する農林振興センターとする。

5 その他

・認証にあたっては、書類審査、製品検査等を経て約1か月ほどかかるので、あらかじめ留意すること。

・申請に虚偽があったり、認証マークの不正な使用があった場合は、申請者の氏名等を公表し、認証を取り消すことができる。